

第36回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和5年6月2日 午後3時～午後4時

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（12人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	愼悟
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（4人）

	3番	赤川	明弘
	7番	筑井	孝
	8番	武士	千雅子
	15番	新井	正芳

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○玉ねぎ・じゃがいもの収穫予定について

○たまむらカレーの日について

7、農業委員会事務局職員

事務局長 武士浩之、事務局員 係長 村田顕、主査 関口尚樹

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第36回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長からあいさつをお願いいたします。

会 長：麦刈りが始まってきました。6月1日の読売新聞に玉村町の麦秋の記事が出ていたのでご覧ください。

事務局長：それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は12名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 12番 原 委員 13番 横堀 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局員の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号について説明】

議 長：それでは、議案第1号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、議案第1号は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議長：続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）」について説明致します。

それではまず、議案2別冊の農用地利用集積計画（案）、農地中間管理一括方式設定分をご覧ください。

2枚目の概要表が今回の中間管理事業で群馬県農業公社を通して利用権の設定をする農地面積です。合計685筆、貸手297人、借手45人（法人）の計画となり、面積は田が約116ha、畑が約11ha、合計約127haとなっています。個別の詳細は、次ページ以降の計画書をご覧ください。

次に、別冊の町利用権設定分をご覧ください。こちらは町の利用権設定についての集積計画（案）となっており、貸手と借手の直接契約の利用権設定についてご審議いただくものです。

今回の計画は農地が9筆、貸手が9人、借手が3人で、合計面積は11,100㎡となっております。詳細は計画書の内容をご覧ください。

なお、令和5年の法改正で下限面積要件が撤廃されたことを受け、耕作面積は要件ではなくなりましたが、利用権の設定を受ける耕作面積が50a未満の借り手については、事務局で経営状況を調査し、その他の要件について確認しております。

【耕作面積が50a未満の借り手8名について経営状況を報告】

以上の状況を踏まえ、これらの集積計画（案）について、周辺農用地の農業上の利用に影響があるか？また、全ての農用地について適切に耕作される事が見込めるか？という点についてご審議願います。

なお、県知事には事前に協議を行って同意を得ており、計画を承認頂いた場合は、この集積計画を7月1日付で町が告示し、利用権の設定が完了します。

議長：それでは議案第2号について質疑及び審議に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質疑・審議等）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。
議案第2号について承認とすることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成ということで、

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」を農業委員会として承認とします。

議長：続いて、次第5 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。すべて相続で、4件受理しております。

【4件について報告】

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1件受理しております。

【1件について報告】

以上で報告事項第2号を終わります。

続きまして報告事項第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。2件受理しております。

【2件について報告】

以上で報告事項第3号を終わります。

続きまして報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告いたします。

今月は資料の通り3件の合意解約の通知を受けております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : その他について説明します。

○玉ねぎ・じゃがいもの収穫予定について
6月19日(月)を予定しています。
9時に現地集合をお願いいたします。
雨天の際の予備日としては、6月20日(火)を予定しています。

○たまむらカレーについて
7月5日(水)の昼食を予定しています。
学校と相談した結果、学校で生徒と一緒に食はず、農業委員会だけで
試食会を行います。
場所は役場2階保健センターの調理室、
時間は12時を予定しております。

○高崎玉村スマートIC工業団地の排水放流について

(会長より工場の浄化槽を経由した排水が榎町堰に放流される旨を説明)

議長 : その他、委員の方から何かありますか。
質問も無いようなので、以上で本日の議題は全て終了とします。

事務局長 : 委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。